

# 令和2年度 兵庫の福祉医療

## < 目 次 >

### 令和 2 年度福祉医療の概況

1	福祉医療制度の概要	
( 1 )	高齢期移行（老人医療費）助成事業	1
( 2 )	重度障害者医療費助成事業	1
( 3 )	乳幼児等医療費助成事業	2
( 4 )	母子家庭等医療費給付事業	2
( 5 )	高齢重度障害者医療費助成事業	3
( 6 )	こども医療費助成事業	3
( 7 )	市町単独事業の実施状況	3
2	福祉医療の動向	
( 1 )	高齢期移行（老人医療）	4
( 2 )	重度障害者医療	4
( 3 )	乳幼児等医療	4
( 4 )	母子家庭等医療	5
( 5 )	高齢重度障害者医療	5
( 6 )	こども医療	5

**統計表** （別途 Excel ファイル・兵庫の福祉医療（データ））

福 祉 医 療

## 1 福祉医療制度の概要

### (1) 高齢期移行(老人医療費)助成事業

65歳から69歳のうち、所得あるいは身体的理由等で自立できない特別な配慮が必要な者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町(県補助率 1/2)

イ 制度の推移

老人医療費助成事業を廃止(平成29年6月末)し、平成29年7月1日に創設した。

ウ 要件

(区分 )市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない者  
(年金収入80万円以下かつ所得なし)

(区分 )市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ日常生活動作が自立していないとされている者(要介護2以上)

エ 一部負担金

定率2割

・外来限度額

(区分 )月額 8,000円

(区分 )月額 12,000円

・外来以外限度額

(区分 )月額 15,000円

(区分 )月額 35,400円

### (2) 重度障害者医療費助成事業

重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町(県補助率 1/2)

イ 制度の推移

・身体障害者手帳1~2級該当者又は重度の知的障害者を対象に昭和48年8月1日に創設した。

・平成17年7月1日から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の一般医療を対象とし、一部負担金を導入した。

ウ 所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

エ 一部負担金

外来：1保険医療機関等当たり1日600円(低所得者は400円)を限度に月2回まで

入院：定率1割(負担限度額：1保険医療機関当たり月額2,400円 低所得者は月額1,600円)

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担なし

### (3) 乳幼児等医療費助成事業

乳幼児等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/2）

イ 制度の推移

- ・ 1歳未満児について、医療費の自己負担額 5,000 円を超えるものを対象に昭和 48 年 8 月 1 日に創設し、昭和 49 年 8 月 1 日には 5,000 円の限度額を廃止し、全額公費負担とした。
- ・ 平成 4 年 7 月 1 日から、1歳未満児について所得制限を廃止した。
- ・ 平成 6 年 7 月 1 日から、3歳未満児まで対象者を拡大した。
- ・ 平成 11 年 7 月 1 日から、入院について 6歳未満児まで対象者を拡大した。
- ・ 平成 13 年 7 月 1 日から、通院について 1割負担（上限 5,000 円 / 月）を導入の上、6歳未満児まで対象者を拡大した。
- ・ 平成 14 年 7 月 1 日から、入院・通院とも義務教育就学前まで対象者を拡大した。
- ・ 平成 17 年 7 月 1 日から、通院の一部負担金を定額制とした。
- ・ 平成 18 年 4 月 1 日から、所得制限を緩和した。
- ・ 平成 19 年 4 月 1 日から、入院・通院とも小学 3 年生まで拡大した。

ウ 所得制限

0 歳児 所得制限なし

1 歳児～小学 3 年生 世帯の市町村民税所得割税額の合計が 23.5 万円未満

エ 一部負担金

外来：1 保険医療機関等当たり 1 日 800 円（低所得者は 600 円）を限度に月 2 回まで

入院：定率 1 割（負担限度額：1 保険医療機関当たり月額 3,200 円 低所得者は月額 2,400 円）

3 ヶ月を超える入院の場合、4 ヶ月目以降は負担なし

### (4) 母子家庭等医療費給付事業

母子家庭等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/3～2/3）

イ 制度の推移

- ・ 母子家庭を対象に昭和 54 年 7 月 1 日に創設し、平成 4 年 7 月 1 日には父子家庭、遺児も対象とした。
- ・ 平成 17 年 7 月 1 日から、一部負担金を導入した。

ウ 所得制限

児童扶養手当法による児童扶養手当支給制度（全部支給基準）と同じ

エ 一部負担金

外来：1 保険医療機関等当たり 1 日 800 円（低所得者は 400 円）を限度に月 2 回まで

入院：定率 1 割（負担限度額：1 保険医療機関当たり月額 3,200 円 低所得

者は月額 1,600 円)

3 ヶ月を超える入院の場合、4 ヶ月目以降は負担なし

( 5 ) 高齢重度障害者医療費助成事業

高齢に加えて、重度の障害をもつ者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療の受診に伴う自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町(県補助率 1/2)

イ 制度の推移

- ・老人保健制度の受給者で身体障害者手帳 1 ~ 2 級該当者又は重度の知的障害者を対象に昭和 58 年 2 月 1 日に創設した。
- ・平成 17 年 7 月 1 日から、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者の一般医療を対象とし、一部負担金を導入した。

ウ 所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が 23.5 万円未満

エ 一部負担金

外来：1 保険医療機関等当たり 1 日 600 円(低所得者は 400 円)を限度に月 2 回まで

入院：定率 1 割(負担限度額：1 保険医療機関当たり月額 2,400 円 低所得者は月額 1,600 円)

3 ヶ月を超える入院の場合、4 ヶ月目以降は負担なし

( 6 ) こども医療費助成事業

こどもの疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額の 1/3 の額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町(県補助率 入院：10/10、通院：1/2)

イ 制度の推移

- ・小学 4 年生から中学 3 年生のこどもについて、入院医療費を対象に平成 22 年 4 月 1 日に創設した。
- ・平成 23 年 10 月 1 日から、対象医療を小学 4 年生から小学 6 年生の通院医療費にも拡大した。
- ・平成 25 年 7 月 1 日から、対象医療を中学生の通院医療費にも拡大するとともに、助成を現物給付化した。

ウ 所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が 23.5 万円未満

( 7 ) 市町単独事業の実施状況(第 7 表)

## 2 福祉医療の動向

### (1) 高齢期移行（老人医療）

高齢期移行（老人医療）の動向は表 - 1 のとおりで、令和 2 年度の受給対象者は 7,809 人である。医療費は 39 億円、公費負担額は 3 億円、1 人当たり医療費は 503,983 円である。

表 - 1 高齢期移行（老人医療）の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1 人当たり 医療費(円)
H28	19,852	11,025,044	1,063,314	555,362
H29	17,447	9,371,898	865,531	537,164
H30	13,489	7,434,229	587,589	551,133
R 1	10,102	5,297,139	385,395	524,365
R 2	7,809	3,935,605	271,783	503,983

### (2) 重度障害者医療

重度障害者医療の動向は表 - 2 のとおりで、令和 2 年度の受給対象者は 41,918 人である。医療費は 630 億円、公費負担額は 60 億円、1 人当たり医療費は 1,502,577 円である。

表 - 2 重度障害者医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1 人当たり 医療費(円)
H28	44,465	61,128,720	6,767,561	1,374,760
H29	43,951	61,406,616	6,766,294	1,397,161
H30	43,354	60,449,785	6,390,954	1,394,330
R 1	43,239	63,357,206	6,340,231	1,465,279
R 2	41,918	62,985,018	6,023,854	1,502,577

### (3) 乳幼児等医療

乳幼児等医療の動向は表 - 3 のとおりで、令和 2 年度の受給対象者は 337,765 人である。医療費は 436 億円、公費負担額は 50 億円、1 人当たり医療費は 129,067 円である。

表 - 3 乳幼児等医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1 人当たり 医療費(円)
H28	373,998	61,396,907	6,557,543	164,164
H29	368,798	61,688,193	6,543,050	167,268
H30	359,307	60,382,759	6,435,235	168,053
R 1	348,586	58,744,193	6,424,753	168,521
R 2	337,765	43,594,257	5,033,119	129,067

(4) 母子家庭等医療

母子家庭等医療の動向は表 - 4 のとおりで、令和 2 年度の受給対象者は 29,075 人である。医療費は 50 億円、公費負担額は 9 億円、1 人当たり医療費は 171,361 円である。

表 - 4 母子家庭等医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
H28	37,392	5,680,992	1,160,837	151,931
H29	31,331	5,164,057	1,046,376	164,823
H30	30,243	5,065,017	999,627	167,477
R 1	30,625	5,338,087	1,046,285	174,305
R 2	29,075	4,982,309	937,512	171,361

(5) 高齢重度障害者医療

高齢重度障害者医療の動向は表 - 5 のとおりで、令和 2 年度の受給対象者は 48,303 人である。医療費は 1,020 億円、公費負担額は 34 億円、1 人当たり医療費は 2,111,631 円である。

表 - 5 高齢重度障害者医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
H28	51,696	103,943,977	3,663,342	2,010,677
H29	51,871	107,180,749	3,666,222	2,066,294
H30	51,560	109,001,538	3,898,632	2,114,072
R 1	50,974	109,116,028	3,727,541	2,140,621
R 2	48,303	101,998,102	3,388,481	2,111,631

(6) こども医療

こども医療の動向は表 - 6 のとおりで、令和 2 年度の受給対象者は 211,309 人である。医療費は 179 億円、公費負担額は 16 億円、1 人当たり医療費は 84,816 円である。

表 - 6 こども医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
H28	222,414	19,636,267	1,781,359	88,287
H29	221,482	20,445,706	1,859,841	92,313
H30	219,266	20,513,174	1,816,862	93,554
R 1	214,252	21,052,994	1,886,312	98,263
R 2	211,309	17,922,340	1,597,750	84,816